

古物商・風俗営業 Q/A



Q 行政書士へ依頼した場合のメリットを教えてください。

A 許可や届出に必要な書類を作成・収集し、代理人として官公署へ提出します。また許可後、行政書士業務の相談にも対応致します。お客様は許可の取得に時間を要すことなく、本業に専念することが出来ます。

Q ネットオークションを利用する場合、古物商許可は必要ですか？

A 利益を得る目的で、商売として繰り返し取引する場合は古物商許可が必要です。不用品やもらった物を出品する場合、自分で使用するために物を落札する場合は古物商許可は不要です。

Q 古物商許可後の注意事項を教えてください

A 取引相手の確認・記録簿の作成が義務づけられ、疑わしい取引やハイリスク取引に注意する必要があります。また申請事項に変更があれば期日内に届出をしなければなりません。

Q 風俗営業許可等に添付する図面にはどんなものがありますか？

A 営業所全体や客室の平面図、面積求積図、面積計算表、照明音響設備等配置図、椅子、テーブルなどの客室内設備等詳細図などが必要です。また営業所の状況によりその他図面が必要となる場合があります。

Q キャバクラ・ガールズバーで外国人留学生を雇用できますか

A 留学の在留資格を持ち、資格外活動の許可（アルバイト）を得ていても、風俗営業が営まれている営業所に従事することはできません。また、家族滞在の在留資格でも同様です。

申請に関するご相談 お気軽にお問い合わせ下さい

- ✓ 書類作成、申請手続きの代行をお願いしたい
- ✓ 図面の作成方法が分からない
- ✓ 許可を取った後の運営についても相談したい
- ✓ 警察署窓口で行政書士に頼んでみては？とアドバイスを受けた



埼玉県行政書士会

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11

☎ 電話 **048-833-0900**

【受付時間】月～金 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

埼玉県行政書士会

<https://www.sglssa.jp>



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

【各事務所でも相談を承ります】

こ ぶつ しょう きょ か 古物商許可



ふう そく えい ぎょう きょ か

風俗営業許可

たのんでよかった!

ぎょう せい しょ し

行政書士



書類作成・申請は行政書士にお任せ下さい！

許可取得から許可後の手続までお手伝いさせていただきます。

古物商許可

📍 こんな時は許可が必要です

古物を売買い、若しくは交換し、又は委託を受けて売買い、交換する営業を営むときは許可が必要になります。許可には要件があり、許可を受けられない場合もあります。また申請者が法人、個人かで提出書類も異なります。詳しくはお近くの行政書士にお尋ね下さい。

古物とは？

- ① 一度使用された物品
- ② 使用されない物品で使用のために取引されたもの
- ③ ①②の物品に「幾分の手入れ」をした物品の事を指します。

古物は法律で細かく13品目に分類されています。

1. 美術品類

絵画・書画・彫刻・工芸品など

2. 衣類

洋服・着物・敷物・布団・帽子など

3. 時計・宝飾品

時計・宝石類・オルゴール・眼鏡など

4. 自動車

自動車本体・タイヤ・サイドミラー・カーナビなど



5. 自動二輪車及び原動機付自転車

自動二輪車や原動機付自転車本体・タイヤなど

6. 自転車類

自転車本体・カゴ・カバー・空気入れなど

7. 写真機類

カメラ・双眼鏡・ビデオカメラ・光学機器など

8. 事務機器類

パソコン・コピー機・ファックス・レジスターなど



9. 機械工具類

家庭電化製品・電話機・家庭用ゲーム機・工作機械など

10. 道具類

CD・DVD・玩具類・ゲームソフト・家具・日用雑貨など

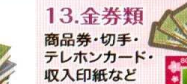


11. 皮革・ゴム製品

バッグ・靴・毛皮・化学製品など

12. 書籍

文庫本・雑誌・マンガなど



13. 金券類

商品券・切手・テレホンカード・収入印紙など

許可後の運営については様々なルールがあります。

- ✓ 取引記録作成・保管や取引相手の確認
- ✓ 犯罪収益移転防止法に規定する取引、疑わしい取引、ハイリスク取引等に関するルール
- ✓ 変更があった場合の期日内の届出



風俗営業許可、深夜酒類提供飲食店届出

📍 こんな時は許可・届出が必要です

- キャバクラ、ガールズバー、まあじゃん店等を営業しようとするとき
- 性風俗店を営業しようとするとき
- 深夜0時以降にお酒を提供する飲食店を営業しようとするとき

※スナック、バー等の名称に関わらず接待行為がある場合は許可が必要となりますのでご注意ください。

接待？



- お客様の近くで継続してお話したり、お酒を提供したりする行為
- カラオケ等でお客様の近くで手拍子をする行為
- カラオケで一緒に歌う行為
- その他ショー、遊戯などで接待になる行為があります

風俗営業については精通した行政書士にご相談することをお勧めします。



許可後の運営については様々なルールがあります。

- ✓ 従業者名簿の作成・保管
- ✓ 客引き行為、ぼったくり営業、年少者保護等に関するルール
- ✓ 変更があった場合の期日内の届出

法律に反した運営を行うと刑事罰、行政処分等の罰則規定の対象になります。適正な運営については各警察署窓口、行政書士へご相談下さい。

